

「事業計画策定ガイドライン改正案」に関する意見公募の実施結果について

令和2年4月1日 掲載
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

「事業計画策定ガイドライン」の改正に向け、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。
御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和2年2月17日（月）～令和2年3月17日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送、FAXにより御意見を募集。

2. 提出意見数

286件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「事業計画策定ガイドライン改正案」に関する意見公募の実施結果について(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
I 地域活用要件に関する御意見		
(1) ① 太陽光発電の地域活用要件に関する御意見(全体に係る事項)		
1	事業用太陽光発電(10-50kW)への自家消費型の地域活用要件の設定が性急過ぎる。具体的な方針決定が、電力会社への接続申込期限(2019年10月下旬~11月上旬頃)よりも遅かったことを勘案し、少なくとも、現在建築中の建造物への屋根設置案件には猶予措置を設定するか、要件の緩和を実施すべきである。	御指摘の事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件は、既に別途2月7日から3月7日までの間に意見公募手続を実施した上で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。)において決定したものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。
2	事業用太陽光発電(10-50kW)への自家消費型の地域活用要件の設定により、手続きが煩雑になり、再エネ普及拡大が滞るのではないかと。	なお、2019年度FIT認定申請期限日後のFIT認定申請については、2020年4月に様式を含めた施行規則改正があり得ることから、資源エネルギー庁が同庁ホームページにおいてお示ししている「事業用太陽光発電(10-50kW)に関する2019年度認定申請期限日後の申請について(お知らせ)」(2019年12月19日)において、「制度変更があった場合には、当該変更を踏まえた新しい様式等に従って申請いただきますようお願い申し上げます」としているものであり、「FIT認定申請を止めることとなっている」との御指摘は当たりません。
3	事業用太陽光発電(10-50kW)の地域活用要件の改正検討のために、2019年度FIT認定申請期限(2019年12月20日)以降のFIT認定申請を止めることは、2020年度初頭に認定を受けようとする案件の進捗を止めることとなっている。太陽光発電を設置する住宅に関する建築全体のスケジュールを無視した対応であり、問題ではないかと。	
4	事業用太陽光発電(10-50kW)について、「地域でのトラブル、大規模設備を意図的に小さく分割することによる安全規制の適用逃れ、系統運用における優遇の悪用などが発生し、地域での信頼が揺らぎつつある」とあるが、実際には、既に地域での地産地消に役立っている案件もあるのに、全ての案件で地域での信頼が揺らいでいるように見えるので、表現を改めるべきである。	全ての事業用太陽光発電(10-50kW)について、御指摘の「地域でのトラブル・・・系統運用における優遇の悪用など」が発生してはいないことは事実です。一方で、一部の案件のそうした事業実施により、事業用太陽光発電全体で地域での信頼が揺らぎつつある実態を踏まえ、2019年度の調達価格等算定委員会では、「小規模事業用太陽光発電は、地域でのトラブル、大規模設備を意図的に小さく分割することによる安全規制の適用逃れ、系統運用における優遇の悪用(例:低圧設備は接続検討申込みが不要であり、接続に要する期間が短いことを利用し、本来高圧として設置すべき規模の設備を分割して設置すること)などが発生し、地域における信頼が揺らぎつつある。・・・このため、小規模事業用太陽光発電事業が、地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるためには、全量売電を前提とした野立て型設備ではなく、需給が近接した形(自家消費)を前提とした屋根置き設備等の支援に重点化しながら、地域に密着した形での事業実施を求めることが必要である。」との意見が取りまとめられており、御指摘の記載は、この意見を尊重したものです。
5	事業用太陽光発電(10-50kW)の地域活用要件には、営農型太陽光発電の特例が設定されているが、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上・自給自足の食料確保の観点等から、その特例の範囲は更に広げべきではないかと。また、営農型太陽光発電には、自家消費等に関する地域活用要件の適用除外が設定されていることから、適用される調達価格は、自家消費等の便益の考慮せずに、13円よりも高く設定すべきではないかと。	御指摘の事業用太陽光発電(10-50kWの営農型太陽光発電)に係る地域活用要件の特例及び適用される調達価格は、既に別途2月7日から3月7日までの間に意見公募手続を実施した上で、それぞれ、施行規則及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件(平成29年経済産業省告示第35号。以下「価格告示」という。)において決定したものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。
6	事業用太陽光発電(10-50kW)の地域活用要件には、営農型太陽光発電の特例が設定されているが、FIT認定後3年以内に農地転用許可が得られない場合、認定は取り消されることとされている。発電事業者の責によらない場合には、認定を取り消すべきではない。また、認定を取り消す場合は、原因の調査を行うことが必須ではないかと。	事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件については、認定基準として少なくとも30%の自家消費等を求めることが決定しております。他方で、営農型太陽光発電は、営農と発電の両立を通じて、エネルギー分野と農林水産分野での連携の効果が期待されるものである中で、一部の農地には近隣に電力需要が存在しない可能性もあることに鑑み、農林水産行政の分野における厳格な要件確認を条件に、自家消費等を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であれば、地域活用要件を満たすものとして認めることとしました。その際、農地転用の制度運用上、FIT認定がなければ農地転用許可を得ることが実質的に難しいとの指摘を踏まえ、10年間の農地転用許可がなされ得ることを条件にFIT認定を行い、事後的にその農地転用許可がなされたことを確認することとし、その農地転用許可の取得期限をFIT認定後3年以内としています。御指摘の「発電事業者の責によらない」の意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難ですが、通常は認定基準として自家消費等を実施することが求められていることを踏まえれば、農地転用許可の取得期限(FIT認定後3年以内)について、さらに個別事情を考慮することは公平性の観点から適切ではないということが基本的な考え方です。また、FIT認定の取消しに当たっては、行政手続法に基づき、聴聞等の適切な手続きを経て行うこととなります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
7	地域活用要件を満たさない10-50kWの事業用太陽光発電であって、2020年度に新規認定を受けようとする案件についても、12円(全量売電可能となる50-250kWの価格)で買い取ってもらえないか。	御指摘の事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件及び適用される調達価格は、既に別途2月7日から3月7日までの間に意見公募手続を実施した上で、それぞれ、施行規則及び価格告示において決定したものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。
8	50kW以上の事業用太陽光発電については、「地域での活用実態を踏まえて、今後、地域活用の在り方を検討する」とされているが、再エネ特措法改正案の施行時期である2022年4月1日までは、地域活用要件が設定されないという理解でよいか。	事業用太陽光発電(50kW以上)に係る地域活用要件について、その内容や、要件設定を行う場合の施行時期は、今後の検討状況次第であり、未定です。御指摘の記載は、施行時期について予断を持ってお示しするものではありません。
(1)② 太陽光発電の地域活用要件に関する御意見(自家消費等に係る事項)		
9	調達期間中に省エネが進展し、自家消費等比率が低下すれば、FIT認定が取り消されるという運用では、省エネが回避されることになり得る。ZEH政策とも逆行しないよう、こうした事態が発生しないような制度設計を行うべきである。	
10	昨今、新築住宅に10kW以上の太陽光発電設備を設置する例は増加しているが、設置する出力が大きくなると、30%の自家消費等が困難である。地域活用要件の設定によって、再エネ促進を否定しているのではないか。再エネ導入拡大の観点から、屋根上を有効活用し、太陽光パネルを設置することは重要ではないか。	御指摘の事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件は、既に別途2月7日から3月7日までの間に意見公募手続を実施した上で、施行規則において決定したものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。なお、今般の取扱いの制度趣旨は、自家消費型の事業実施により、①系統負荷の小さい形で事業運営がなされ、災害時に自立的に活用されることで、全体としてレジリエンス強化に資するとともに、②地域に密着した事業実施を行うことにより、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営に貢献する点にあります。御指摘の屋根の有効活用の観点や、再エネ政策と省エネ政策の連携の観点は重要と考えておりますが、この制度趣旨を踏まえると、自家消費比率の引下げ等については慎重な検討が必要と考えています。
11	事業用太陽光発電(10-50kW)の地域活用要件における自家消費等は対象範囲が限定的過ぎて、こうした電源が悪者であるように見える。蓄電池などを活用しながら、土地の安い地点で発電し、近隣の都会で使用するというスタイルも自家消費に含めるべきである。地方では、発電設備を設置しようとする場所の近隣に電力消費地がない状況も多々ある点も勘案すべきである。	
12	自家消費等については、将来的に50kW以上の太陽光発電にも地域活用要件を拡大することも考慮し、自営線で当該再エネ発電設備の設置場所に隣接しない場所に電気を供給することも認めるべきではないか。	事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件として設定される自家消費等については、(a)当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用するものに加え、(b)電気事業法上の特定供給により再エネ電気を供給するものも含めることとしています。このため、御指摘の「自営線で当該再エネ発電設備の設置場所に隣接しない場所に電気を供給すること」についても、上記(b)に該当するものであれば、地域活用要件における自家消費等として認められることとなります。
13	FIT認定時に策定する自家消費等計画について、当該再エネ発電設備による自家消費等の用途・量の見込み、自家消費等の比率などは、住宅建築計画時に予測困難である。どのように申請すればよいのか。	事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件の設定に当たっては、施行規則において、認定基準として少なくとも30%の自家消費等を求めることを決定しており、再エネ発電事業を行おうとする者が提出する再エネ発電事業計画の中で、申請いただく必要があると考えています。新築住宅に設置される自家消費等計画に記載する自家消費等比率などについては、再エネ発電事業者自身が、例えば類似の建造物における自家消費等の実態等を踏まえ、当該再エネ発電設備が設置される建造物における自家消費等比率などを計算していただくこととなります。新規認定を受けた後に、自家消費等比率に変更が生じた場合には、変更認定の申請を行っていただくこととなります。
14	自家消費計画に関して、技術革新等があり得ることを考えると、調達期間にわたる計画を策定することは困難である。また、短期間で計画の更新を行うと手間も掛かる。現実的な計画策定の在り方を検討すべきである。調達期間終了後は、自家消費等計画は不要となることを明確化すべきである。また、まずは政府が、自家消費等比率30%を達成するための具体的な手法を示すべきではないか。	再エネ発電事業計画が廃止されるまでの間に、FIT認定を受けた再エネ発電事業計画が変更される場合は、自家消費等計画の変更も含めて変更認定が必要となりますが、調達期間終了後は変更届出で足りることとしています。御指摘の「自家消費等比率30%を達成するための具体的な手法」については、住宅用太陽光発電の自家消費比率の実績値が概ね30%となっており、既に再エネ発電事業者において一定程度承知されているものと認識していますが、政府としても、例えば第50回調達価格等算定委員会(2019年11月29日)の資料1 p.4, 6, 7において、一定の仮定の下でのモデル試算や、事業者へのヒアリング結果をお示ししているところです。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
15	<p>自家消費等の運転開始後の確認について、「制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ない」と判断する目安を提示していただきたい。30%の自家消費等について、そもそも居住生活における使用方法に依存する電力消費量の変動に対して罰則を与えることには違和感がある。また、どのように確認を行うのか。再エネ発電事業者に定期的な報告を求めるのであれば、定期報告と併せて求めるなど、報告の負担が大きくならないように配慮すべきである。また、電気料金請求書の保存等について、事業者によっては過去3年間の保存がなされていない場合が多く、改めて電力会社から需給実績が取得ができるよう配慮が必要ではないか。</p>	<p>運転開始後の自家消費等の確認については、資源エネルギー庁において、買取量(kWh)実績を確認し、FIT認定を受けた再エネ発電事業計画に係る再エネ発電設備の出力(kW)を踏まえて、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件を抽出することを想定しています。</p> <p>また、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件には、具体的な自家消費等を確認できるものとして、電気料金請求書等・検針票及び発電電力量の記録を求めることを想定しています。こうした対応は、制度上想定している自家消費等の比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件が発生したタイミングで随時行うものであることから、定期的コストデータ等の報告を求める定期報告と併せて実施することにはなじまないと考えています。</p> <p>御指摘の「電気料金請求書の保存等」については、地域活用要件が認定基準として求められるのは新規認定案件に限られることを踏まえ、保存等を行わない再エネ発電事業者に対する特段の配慮は、現時点で検討していません。</p>
16	<p>調達価格等算定委員会では自家消費等比率は50%とされたはずだが、なぜこの事業計画策定ガイドラインで求める自家消費等比率は30%となっているのか。</p>	<p>事業用太陽光発電(10-50kW)に係る自家消費等比率について、FIT認定時の自家消費等計画や運転開始後の取締りにおいて求める比率は30%とし、調達価格の設定時における想定値の比率は50%としています。これらは、いずれも、2019年度の調達価格等算定委員会で取りまとめられた意見を尊重して決定しているものです。</p>
17	<p>電力会社から余剰売電型の太陽光発電設備を連系しようとする、逆潮流防止継電器を付けるよう指示されることが一般的である。自家消費型の地域活用要件の設定後は、逆潮流の割合が発電電力量の7割未満となることを政府から電力会社に周知徹底すべきである。</p>	<p>御指摘の事項は、再エネ発電事業者と一般送配電事業者の間の契約に係る事項であるため、個別には把握しておりませんが、本ガイドラインの改正については、一般送配電事業者とも適切に連携し対応を進めています。</p>
(1)ー③ 太陽光発電の地域活用要件に関する御意見(災害時活用に係る事項)		
18	<p>現場での状況を踏まえた制度設計となっており、政府案に賛同する。経済合理的な設備設置を推奨する形で、広く再エネ発電事業者にも周知を図るべきである。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>災害時活用に関して、「給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること」を求めているが、これは単相出力を念頭に置いた表現ではないか。三相PCSの場合は、給電用コンセントではなく端子台の形となることが一般的ではないか。</p>	<p>事業用太陽光発電(10-50kW)に地域活用要件を設定する趣旨の一つは、地域に密着した事業実施を行うことにより、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営に貢献する点にあります。この趣旨を踏まえると、災害時活用に関する「一般の利用に供すること」については、再エネ発電事業者の関係者だけでなく、広く地域の方の利用に供することが必要であると解されます。</p> <p>このため、PCSが三相であって、自立運転出力が端子台で提供される場合にあっては、端子台から配線を行い、適切な過電流防止用のブレーカーを経由して給電用コンセントを設置することが必要です。</p>
20	<p>「給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること」について、常時、給電用コンセントが利用可能な状態でなくとも構わないのか。災害時に再エネ発電設備の設置場所に赴き、PCSの自立運転機能を起動させ、給電用コンセントを利用可能な状態にすることで要件は満たしているのか、確認したい。</p>	<p>災害時以外に給電用コンセントの利活用が可能であることは、認定基準とはなっていません。</p> <p>また、PCSの自立運転機能について、遠隔操作等が不可能である場合については、災害時に手動で自立運転機能への切換え等が行えるよう、体制等の御準備をいただく必要があります。</p>
21	<p>災害時に当該再エネ発電設備で発電した電気を活用することが想定されないエリア(危険物があるため一般の立入りが困難な工場地域、周囲に集落のない山林地域、広大な農場等)において、災害時活用を求めるとは、リソースの無駄ではないか。例えば、地方自治体が必要と認める地域に限定して、災害時活用を求めてはどうか。</p>	<p>御指摘の事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件は、既に別途2月7日から3月7日までの間に意見公募手続を実施した上で、施行規則において決定したものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(2)ー① 地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電の地域活用要件に関する御意見(電源共通の事項)		
22	地域一体型の地域活用要件については、自治体との合意を重視することで、十分に地域特性を反映する考え方が重要ではないか。その上で、個別協定などの提出に係る手続きは極力簡素化すべきである。	
23	民間事業者の実施する再エネ発電事業計画を、地方自治体の防災計画等に位置付けるのは困難である。また、仮に防災計画への位置付けが可能であったとしても、災害時に必ずしも送電線が使用可能な状態とは限らず、発電側のみならず送配電側も含めた一体的な検討を行うべきである。したがって、地域活用要件として自治体の防災計画等への位置付けを求めることは時期尚早と考える。一方で、災害時のレジリエンス強化に資するものをFIT認定対象とする趣旨には賛同する。例えば、自治体の防災計画等に将来的に位置付けることが可能となるような設備を定義して、これを地域活用要件としてはどうか。	地域一体型の地域活用要件は、今後、電源特性なども踏まえながら、詳細な検討を進めていくこととなりますが、いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。
24	地域一体型の地域活用要件には、自治体と再エネ発電事業者間で締結された個別協定に、災害時の電気の活用を位置付けることが含まれているが、協定に違反した場合の法的罰則がない。その場合には、事業者に対する立入検査を政府として行い、厳格な罰則を加えることも明記すべきではないか。	自治体と再エネ発電事業者間で締結された個別協定について、協定に違反した場合の取扱いは、それぞれの協定において定められるものと認識しています。その上で、例えば協定違反により個別協定が解消された場合には、地域活用要件を満たさなくなるものと考えられます。 なお、立入検査については、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第76条第1項の規定において、経済産業大臣が認定事業者に対し、立入検査を行うことができる旨が規定されています。他方で、認定事業者が認定基準に違反したことのみに対して適用する再エネ特措法上の罰則はありません。
25	地域一体型の地域活用要件のうち、「災害時(停電時)に再エネ発電設備で発電された電気の活用が、自治体の防災計画等に位置付けられていること」とあるが、緊急時にオフグリッド化して地域内に電力供給を行う場合、現在の系統連系規程では単独運転防止装置を設置することが要求されており、発電事業者の判断で発電機を立ち上げることは認められていない。こうした点との整合を図る必要があるのではないか。	御指摘の「緊急時にオフグリッド化して地域内に電力供給を行う方法」については、いわゆる地域マイクログリッドに当たるものと認識しています。地域マイクログリッドについては、今後、その方法が確立した時点で地域一体型の地域活用要件として認めることとしており、御指摘のような技術的な点も含めて、検討を進めていくことが重要と考えています。
26	公営電気事業者が実施する再エネ発電事業は、「自治体が自ら再エネ発電事業を実施するものであること、又は自治体が再エネ発電事業に直接出資するものであること」に該当するとの理解でよいか。	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条に規定する地方公営企業が実施する「公営電気事業」については、「自治体から自ら再エネ発電事業を実施するもの」に該当することから、地域一体型の地域活用要件を満たすこととなります。
(2)ー② 地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電の地域活用要件に関する御意見(各電源に係る事項)		
27	2,000kW未満の地熱発電について、少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る可能性があるとの記載があるが、地熱発電は規模に関わらず、地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源であり、2,000kW以上であっても、地域活用電源としていただきたい。	地域活用要件を設定する規模については、2019年度の調達価格等算定委員会において、「競争電源と地域活用電源の具体的な線引きは、今後、新制度の制度設計と併せて、再エネ電源ごとのコスト低減の状況や地域貢献の程度などを考慮しつつ決定していくこととなるため、現時点で地域活用電源となる規模を確定させることは難しい。こうした中で、地域活用要件として求める取組については、本来は、小規模案件だけでなく大規模案件でも実施されることが期待されるものであるが、特に、現時点でコスト低減の見通しが緩やかで競争電源になじまない電源には、早期に地域活用をFIT制度による支援の要件とする必要があると考えられる。このため、事業者の予見可能性を確保するため、本年度の委員会において、少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る(地域活用要件が支援の要件となり得る)可能性がある規模を決定する」とし、地熱発電については、「少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る(地域活用要件が支援の要件となり得る)可能性がある規模は、2,000kW未満とする」との意見が取りまとめられました。 御指摘の記載は、この意見を尊重したものであり、競争電源と地域活用要件の具体的な線引きを決定するものではなく、事業者の予見可能性を確保するために、少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る(地域活用要件が支援の要件となり得る)可能性がある規模を示したものです。競争電源と地域活用電源の具体的な線引きは、今後、調達価格等算定委員会で検討の上で決定されることとなります。
28	地熱発電に係る自家消費型の地域活用要件については、電気又は熱(地熱発電設備で産出された蒸気や熱水)を地域で活用するものも要件に含めるべきである。	地域一体型の地域活用要件は、今後、電源特性なども踏まえながら、詳細な検討を進めていくこととなりますが、いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。
29	地熱発電に係る地域一体型の地域活用要件について、FIT申請の段階では発電所建設が不確定状態であり、自治体の防災計画等に位置付けられることは困難と思われるが、具体的に申請時にどのような確認手続きとなるのか。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
30	10,000kW未満のバイオマス発電について、少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る可能性があるとの記載があるが、規模の根拠が不明であり、十分な議論がなされていないことから、不適切ではないか。具体的な規模設定をすべきではない。	地域活用要件を設定する規模については、2019年度の調達価格等算定委員会において、「競争電源と地域活用電源の具体的な線引きは、今後、新制度の制度設計と併せて、再エネ電源ごとのコスト低減の状況や地域貢献の程度などを考慮しつつ決定していくこととなるため、現時点で地域活用電源となる規模を確定させることは難しい。こうした中で、地域活用要件として求める取組については、本来は、小規模案件だけでなく大規模案件でも実施されることが期待されるものであるが、特に、現時点でコスト低減の見通しが緩やかに競争電源になじまない電源には、早期に地域活用を FIT 制度による支援の要件とする必要があると考えられる。このため、事業者の予見可能性を確保するため、本年度の委員会において、少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る(地域活用要件が支援の要件となり得る)可能性がある規模を決定する」とし、バイオマス発電については、①規模による発電効率の相違や、②現時点での入札制への移行状況を踏まえ、「少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る(地域活用要件が支援の要件となり得る)可能性がある規模は、10,000kW 未満とする」との意見が取りまとめられました。御指摘の記載は、この意見を尊重したものであり、競争電源と地域活用要件の具体的な線引きを決定するものではなく、事業者の予見可能性を確保するために、少なくとも 2022 年度に地域活用電源となり得る(地域活用要件が支援の要件となり得る)可能性がある規模を示したものです。競争電源と地域活用電源の具体的な線引きは、調達価格等算定委員会で検討の上、今後決定されることとなります。
31	10,000kW未満のバイオマス発電について、少なくとも2022年度に地域活用電源となり得る可能性があるとの記載があるが、20,000kWクラスの案件についても、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資するものについては、当面、地域活用電源としての位置付けるべきである。一般木材等バイオマス(10,000kW以上)は入札制に移行しているものの、落札後認定に至った実績はなく、現時点ではコスト面から競争電源として位置付けることは困難と考えられる。	
32	地域材を利用するバイオマス発電や、災害木を受け入れるバイオマス発電についても、地域一体型の地域活用要件の一つとして位置付けるべきである。	
33	熱電併給を行うバイオマス発電は、エネルギー効率が高く、地域でエネルギーを有効利用することができる。自治体の関与を求める要件とし過ぎであり、熱電併給も地域一体型の地域活用要件の一つとして位置付けるべきである。	地域一体型の地域活用要件は、今後、電源特性なども踏まえながら、詳細な検討を進めていくこととなりますが、いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。
34	バイオマス発電に係る自家消費型の地域活用要件について、具体的な内容が決まっていなにもかかわらず、事業計画策定ガイドラインに要件の一つとして記載するのは時期尚早である。記載を削除するか、検討主体や検討期限を明記するべきである。仮に小規模事業用太陽光発電と同じ要件が設定されるのであれば、別紙ではなく本文中に明確に示すべきである。	地域一体型の地域活用要件は、今後、電源特性なども踏まえながら、詳細な検討を進めていくこととなりますが、御指摘の点については、事業者の予見可能性を確保するために、現時点までに調達価格等算定委員会の意見として取りまとめられた内容を尊重して記載しているものです。

II バイオマス発電の燃料等に関する御意見

(1) バイオマス発電そのものに関する御意見

35	バイオマス発電について、森林から搬出した木材を発電利用した場合、炭素は急速に大気中に広がる一方で、新しい木に再吸収されるには何十年も要する。このため、木材を利用したバイオマス発電はカーボンゼロとはみなされず、加えて、生物多様性に与える影響等も大きく、いかなる形で助成されるべきではない。	バイオマス発電の事業実施に当たっては、燃料安定調達を確保することが重要であり、燃料の産出地の国内外を問わず、燃料の持続可能性を確保することが求められます。バイオマス発電事業に伴って発生するライフサイクルGHG排出量については、2019年度の調達価格等算定委員会において、既に取り扱っている燃料も含めて、「本委員会とは別の場において、ライフサイクル GHG 排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う」とする意見が取りまとめられました。今後、この意見を尊重して検討を行う考えです。
36	FIT制度の趣旨の一つが、日本国内でのCO2削減やエネルギー自給率向上にある点に鑑み、輸入燃料を用いたバイオマス発電はFIT制度の対象とすべきではない。輸入燃料は、ライフサイクルで評価した場合に、CO2排出量が膨大となっていることに加え、持続可能性の管理が難しい。他方で、国産燃料は林業振興等にも資する。調達期間にわたって、国内産出の燃料を用いたものに限定すべきである。又は、輸入燃料の使用には上限を設定するか、問題の発生している国や地域からの輸入を禁止すべきである。あるいは、国内産出の燃料を用いたバイオマス発電は、輸入燃料を用いたバイオマス発電よりも調達価格を優遇すべきである。	バイオマス発電のうち輸入燃料を用いるものや、発電設備の立地地点の遠方から燃料調達を行う案件は、エネルギーの自給自足や地域活性化に結びつかないためFIT制度の対象とすべきではない、との御指摘があることは承知しています。他方で、地域のバイオマス燃料の供給量には変動があるという実態を踏まえると、バイオマス発電を安定的に移働させる観点から輸入燃料等を活用するという考え方もあります。こうした論点を含めて、これまでの調達価格等算定委員会で検討が行われ、その意見を尊重し、輸入燃料等を用いるバイオマス発電についても同様にFIT制度の対象とすることとしています。なお、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会／再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会(以下「再エネ主力電源化制度改革小委員会」という。)においても、「発電コスト全体の相当部分を燃料の運搬コストが占めている現状を踏まえれば、輸送距離の短縮によるコスト削減が重要である。一方、具体的な要件を設定する場合には、内外無差別の原則(内国民待遇義務)を含む国際的な通商取引・投資のルールに基づく必要がある。例えば、使用できるバイオマス燃料を発電所立地地点から一定距離の範囲内で産出されたものに限定した場合、その要件によっては上記の内外無差別のルールに抵触する可能性が生じ得ることから、慎重な検討を行う必要がある」との中間取りまとめがされているところです。
37	国産の燃料であっても、バイオマス発電を支援すべきではない。FIT制度の調達価格が高額であるため、国内の森林では皆伐・盗伐が横行しており、土砂災害に繋がっているなどの課題がある。どれだけの木材を伐採しているかをしっかり調査して、地球や国土を守る制度としてほしい。例えば、再エネ発電設備の立地する都道府県の隣接都道府県から調達した燃料に限定すべきである。	国内で産出された燃料の持続可能性については、森林法等に基づき確認することとしています。いただいた御意見は関係省庁にも共有させていただいた上で、今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
38	<p>パーム油、PKS、パームトランクを燃料とするバイオマス発電について、燃料生産に伴って熱帯林や泥炭地を破壊し、極めて多量の温室効果ガスを排出し、生物多様性などへの影響も大きい。エネルギー自給率の向上にも貢献しない。運搬等に要するコストやエネルギーを考慮すると、効率も悪い。大企業を儲けさせるためのものだけである。パーム油はバイオマス発電として取り扱うべきではなく、既に電気は十分足りているのだから、こうした電源への支援は即刻中止すべきではないか。</p>	<p>パーム油、PKS、パームトランクを燃料とするバイオマス発電について、燃料の持続可能性が確保できていない案件がある、あるいは、エネルギー自給率の向上や地域活性化に結びつかないためFIT制度の対象とすべきではない、といった御指摘があることは承知しています。他方で、エネルギー政策の3Eの観点からは、様々なバイオマス燃料を活用することは、①燃料の多様化により燃料調達に係るリスクが相対的に低減し、エネルギー安定供給(Energy Security)に資するものであり、②現時点での発電コストは高いものの、様々な燃料間のコスト競争が行われることで、FIT制度からの自立化を見据えたコストダウンが進展すれば、経済効率性(Economic Efficiency)の向上にも繋がり、③適切に持続可能性が確認される前提で導入が進めば、環境(Environment)への適合が図られるという考え方もあります。こうした論点を含めて、これまでの調達価格等算定委員会で検討が行われ、その意見を尊重し、パーム油、PKS、パームトランクを燃料とするバイオマス発電についてもFIT制度の対象とすることとした上で、厳格に燃料の持続可能性の確認を行うこととしています。</p>
39	<p>A市で稼働中のパーム油を燃料とするバイオマス発電について、住民説明会での説明と相違する形での事業実施が行われており、悪臭・騒音・排気ガス等の問題が生じている。温室効果ガスの排出や食料競合に関する懸念も存在する。再エネ賦課金を通じてFIT制度により支援する以上は、こうした案件について、事業計画策定ガイドラインの遵守事項として規制すべきではないか。また、住民が反対する再エネ発電設備の稼働を差し止める仕組みや、トラブルを経済産業省が公表する仕組みを検討すべきではないか。</p>	<p>個別の案件についてお答えすることは差し控えますが、再生可能エネルギーを主力電源とするためには、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な電源としていくことが重要であり、地元住民の皆様のご理解を得ながら、再エネ発電事業を進めていくことが必要です。</p> <p>FIT制度の開始以降、住民とトラブルになる再エネ発電設備が増加していることを踏まえ、再エネ事業者に対し、地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを努力義務として求めています。このコミュニケーションを怠っていると認められる場合は、事業者に対して住民理解が得られるよう話し合いを進めるべきと指導を行っているところです。また、地域の特性や事情に合わせて自治体が定めた条例に違反した場合には、FIT法が定める関係法令遵守の規定に基づき、必要に応じて認定を取り消すこととしています。さらに、パーム油を燃料とするバイオマス発電については、厳格に燃料の持続可能性の確認を行うこととしています。こうした対策を通じて、再エネ発電事業者が御地元の関係を構築しながら、燃料の持続可能性を確保しつつ、適正に再エネ発電事業を行っていくよう、引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、資源エネルギー庁ホームページにおいて、不適切な再エネ発電事業の情報提供フォームを設置しており、情報提供を踏まえ、適切に対応していく考えです。その際、認定基準違反等によりFIT認定の取消しを行った場合には、必要に応じて事業の公表を行うことを想定しています。</p>
(2) 既存用途との競合・燃料安定調達(量)に関する御意見		
40	<p>バイオマス発電について、「安定的にバイオマス発電を行えるよう、安定的に調達可能なバイオマス燃料及びその調達ルートについて検討を行い、燃料調達及び使用計画を策定すること」などを定めた本事業計画策定ガイドラインに賛成する。引き続き、発電事業者への適切な技術的指導を行うべきである。</p>	<p>いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
41	<p>既存用途との競合については、努力義務では不十分である。再エネ発電事業者に競合が発生していない根拠を開示することを義務付けるべきである。その際、再エネ発電事業者の自主確認・自己申告では不十分であり、第三者認証等による確認が必要である。また、食料との競合は避けるべきであることを明確に記載すべきではないか。</p>	<p>既存用途との競合について、2019年度の調達価格等算定委員会では、新規燃料の食料競合の観点について検討を行い、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない」との意見が取りまとめられました。今後、この意見を尊重して検討を進める考えです。その上で、現時点では食料競合の判断のための基準が存在しないことから、本ガイドラインにおいては、従前のおり、再エネ発電事業計画が既存用途との関係で与える影響を最小限にするように努めること等を求めることとしています。</p>
42	<p>既存用途との競合について、発電用途での燃料使用による食料競合等へのインパクトを特定することは困難であり、第三者認証等も存在しないため、引き続き、再エネ発電事業者に対して確認・報告を義務付けるべきではないか。</p>	
43	<p>農産物の収穫に伴って生じるバイオマスについて、「流通経路(トレーサビリティがあること)を確認すること」を求めているが、持続可能性(合法性)を担保する第三者認証の証明書を取得していれば、流通経路のトレーサビリティが担保されているとの理解でよいか。</p>	<p>御指摘の記載は、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち輸入液体燃料又は炭化燃料については、FIT認定申請時に、持続可能性を証明するための第三者認証の証明書とは別に、燃料安定調達(量)の観点から、輸入時の検査に係る書類を提出いただくことを念頭に置いたものです。</p>
44	<p>副産物の燃料安定調達の確認について、搾油工場との燃料調達協定書を確認するとの理解でよいか。実態として、現地の燃料調達事業者は、複数箇所の搾油工場から買付けを行っていることから、全燃料に関して燃料調達事業者と搾油工場の燃料調達協定書を確認することは難しい。例えば、燃料調達事業者が契約している搾油工場のリスト・調達可能数量を確認することで、燃料安定調達の確認を行うことはできないか。</p>	<p>燃料安定調達(量)の確認について、輸入燃料を用いる場合は、国内の燃料調達事業者だけでなく、現地燃料調達事業者等との(直接又は商社等を通じた間接の)燃料安定調達協定等を求めています。現地燃料調達事業者が搾油工場等と契約を行い、燃料の買付けを行っている場合について、FIT認定時に、現地燃料調達事業者と搾油工場等との間の契約書等まで御提出いただくことは不要です。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(3)ー① 持続可能性に関する御意見(全般に係る事項)		
45	<p>持続可能性の第三者認証制度は万能ではなく、持続可能性を担保する方法を不断に追求していくことが必要である。特に情報公開は、社会的コストが少なく、効果が大きい方法だと考えられる。近隣住民等から事業計画策定ガイドライン違反の指摘等があった場合には、苦情受付・調査・再エネ発電事業者への改善命令・FIT認定の取消しを行うといった実効的かつ透明性の高い制度運用が求められる。</p>	<p>バイオマス発電の持続可能性基準については、総合資源エネルギー調査会／省エネルギー・新エネルギー分科会／新エネルギー小委員会／バイオマス持続可能性ワーキンググループ(以下「バイオマス持続可能性ワーキンググループ」という。)において、専門的・技術的な検討が行われ、「世界的に求められる持続可能性の項目及び水準は、日々進歩を続けている。今回整理した評価基準は、不変ではないと考えるべきである。社会情勢の変化に応じて、不断に見直される必要がある。」との中間整理が取りまとめられています。また、情報公開については、農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに関して、「発電事業者は、持続可能性を確保していることの透明性の担保の観点から、…ウェブサイト等で情報公開すること」との中間整理が取りまとめられています。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。また、資源エネルギー庁ホームページにおいて、不適切な再エネ発電事業の情報提供フォームを設置しており、情報提供を踏まえ、適切に対応していく考えです。その際、認定基準違反等によりFIT認定の取消しを行った場合には、必要に応じて事案の公表を行うことを想定しています。</p>
46	<p>バイオマス発電の持続可能性について、全体を通して「持続可能性(合法性)」という用語が使われているが、合法性は持続可能性を構成する一要素でしかなく、「持続可能性＝合法性」のように読み取れる表記は避けるべきである。持続可能性に関して国際的に合意した定義はないものの、一般的に、「合法性＋環境配慮＋社会配慮」が持続可能性を構成する要素であると考えられる。</p>	<p>本ガイドラインにおける「持続可能性(合法性)」との記載は、従前より、持続可能性が合法性を含むとの考え方に基づき記載しているものですが、いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
47	<p>第三者認証以外の確認方法(国内外の第三者監査機関に関するヒアリングや調査等)も検討すべきである。輸入燃料の持続可能性は第三者認証により確認することとされているが、今後のバイオマス持続可能性ワーキンググループでは、複数の第三者認証の組合せによる方法を検討すべきである。</p>	<p>持続可能性の確認方法については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「透明性の確保や確認の効率性の観点から、海外で生産された農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの確認については、基本的には第三者認証により確認する」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。また、複数の第三者認証の組合せについては、同ワーキンググループにおいて、「複数の第三者認証を組み合わせて要件を充足しようとするものの取扱いについては、上記の新たな認証制度の評価と併せて検討する」との中間整理が取りまとめられました。今後、この中間整理を踏まえて検討を進める考えです。</p>
48	<p>RSPO 認証を必要な項目・水準のベースとすることは、本末転倒であり、まず持続可能性基準を策定してからそれを満たすツール(認証制度)を導入すべきである。</p>	<p>御指摘の点については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「FIT制度の継続性の観点から、既に持続可能性の確認に足るものとして認められているパーム油認証(RSPO認証)を必要な項目・水準のベースとする」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。</p>
49	<p>主産物と副産物の区別について、「当該燃料より付加価値の高い製品が産出されないものを副産物、それ以外を主産物と定義する」とあるが、不十分かつ曖昧である。主産物・副産物の定義については、想定される全ての燃料をバイオマス持続可能性ワーキンググループで審議し、具体的に分類した上で、毎年見直しを行うべきである。</p>	<p>農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに関する持続可能性については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「農産物の収穫に伴って生じるバイオマス燃料に関する持続可能性基準の適用について、個々の燃料ごとに確認方法を設定する場合、新たな燃料や加工方式等に迅速に対応することが困難となる。…一定の類型に応じて、持続可能性として求める項目や水準を設定することが適当である。具体的には、当該燃料より付加価値の高い製品が産出されないものを主産物、それ以外を副産物と定義する。」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。</p>
50	<p>主産物と副産物の区別だけではなく、賦存量の多寡などによりグループ分けをし、それに応じた持続可能性の確認や猶予期間の設定を行うべきではないか。</p>	<p>また、今後の見直しについては、同ワーキンググループにおいて、「引き続き関係者による取組を注視するとともに、5年を目途に、持続可能性基準の見直しを検討することとする」との中間整理が取りまとめられました。今後、この中間整理を踏まえて検討を進める考えです。</p>
51	<p>木質バイオマスやパーム油等の持続可能性の確認については、森林認証制度やCoC認証制度等における認証が必要とされているが、現在の第三者認証や林野庁のガイドラインは、本来燃料用途を想定したのではなく、燃料としての持続可能性を担保するためには不十分である。燃料用途に特化した認証等と組み合わせる必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘の「現在の第三者認証や林野庁のガイドラインは、本来燃料用途を想定したのではなく」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、FIT制度の持続可能性の確認に係る第三者認証や林野庁のガイドラインで説明されている証明方法により、燃料用途の持続可能性の確認が可能であるものと承知しています。</p>
52	<p>持続可能性に係る検討に当たっては、先住民の権利保護に関する視点も踏まえるべきである。</p>	<p>バイオマス持続可能性ワーキンググループでの検討においては、我が国のFIT制度で求める第三者認証の評価基準として、「農園等の土地に関する適切な権原:事業者による土地所有権の確保」が含まれており、御指摘の点は持続可能性の検討に当たって考慮されていると考えます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
53	<p>持続可能性が確保されていないにもかかわらず、不正に第三者認証を取得した木質ペレット等が、北米や東南アジア地域等から大量に輸入されているのではないかと懸念されている。証明のない木材の価格は13円とすべきところ、それより高い価格で買い取るにより国民負担を押し上げる結果をなっている点も踏まえ、認証機関に頼らず、政府としても徹底した調査を行うべきである。また、民間機関等が検証できるように、第三者認証やサプライヤーに関する情報を公開すべきである。</p>	<p>御指摘の点について、例えば木質ペレットの第三者認証の適正性は、認証機関あるいは制度運営機関により適切に担保されるものと考えていますが、いただいた御意見は関係省庁にも共有させていただいた上で、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
(3)一② 持続可能性に関する御意見(個別の第三者認証に係る事項)		
54	<p>RSPO2013、RSPO2018又はRSB以外の第三者認証についても、経済産業省への個別相談が可能とされたことを歓迎する。</p>	<p>農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性を確認するための第三者認証については、持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「現行認められているRSPO認証に加えて、RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials) 認証を追加して認めるべきである。…今般不採用であった第三者認証について、改正等が行われ、その追加を求められた場合は、本ワーキンググループにおいて再検討する。新たな第三者認証が整備され、その追加を求められた場合は、新たに本ワーキンググループにおいて検討する。」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。</p>
55	<p>輸入燃料の持続可能性の確認について、RSPO2013、RSPO2018又はRSB以外の第三者認証を使用する場合には、「あらかじめ経済産業省に個別に相談すること」とあるが、バイオマス持続可能性ワーキンググループの審議を経ずに、経済産業省の独自の裁量により、新たに第三者認証が認められることはあるのか。RSPO2013、RSPO2018又はRSB以外の第三者認証について、FIT制度における持続可能性確認に利用できる第三者認証であるとの結論が出るまでにはどの程度の時間が掛かるのか。現在の評価は2019年8月末時点のものであり、最新情報や再エネ発電事業者からの個別相談に基づいて、必要に応じて柔軟に審議会での検討を行い、年度末を待たずに検討の結果を踏まえて適時に事業計画策定ガイドラインを改訂すべきである。</p>	<p>インドネシア政府、マレーシア政府の両国政府とは、FIT制度におけるバイオマスの持続可能性の担保に向けて意見交換を行っているところであり、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいても、両国政府に対し、2019年5月にヒアリングを実施しております。「日本政府は、マレーシアとインドネシアの両国政府の努力を否定する立場に見える」との御指摘は当たりません。RSPO2013、RSPO2018又はRSB以外の第三者認証については、今後、専門的・技術的な場であるバイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて検討がなされるものであり、検討のスケジュールも含め、現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えます。</p>
56	<p>一般的に、RSPOやRSBは大規模農園を対象としている一方、MSPOやISPOは小規模農園を対象に含めるために、マレーシアとインドネシアの両国政府が努力しているものである。日本政府は、マレーシアとインドネシアの両国政府の努力を否定する立場か。</p>	<p>バイオマスの持続可能性のうち、環境の影響については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「土地利用変化への配慮のうち、天然林の保全に関しては、農園の開発に当たり、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないことを確認すること」とされた上で、個別の第三者認証については、「現行認められているRSPO 認証に加えて、RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials) 認証を追加して認めるべきである」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。</p>
57	<p>RSPOなどの第三者認証は、2005年以前に設置された農園であれば、熱帯林破壊を伴っていても認証取得が可能である。また、RSPO2013は、原生林や絶滅危惧種などが生息する保護価値が高い森林は保護されるが、その他の森林は保護されないことから、持続可能性を確認するための第三者認証として不適当である。仮にRSPO2013を認めるのであれば、用いられる第三者認証がRSPO2013となる場合には、当該燃料が森林を開拓して作られた農園からのものではないことを追加的に確認すべきではないか。</p>	<p>バイオマスの持続可能性のうち、環境の影響については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「土地利用変化への配慮のうち、天然林の保全に関しては、農園の開発に当たり、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないことを確認すること」とされた上で、個別の第三者認証については、「現行認められているRSPO 認証に加えて、RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials) 認証を追加して認めるべきである」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。</p>
(3)一③ 持続可能性に関する御意見(輸入木質バイオマスに係る事項)		
58	<p>輸入木質バイオマスの持続可能性の確認について、第三者認証の書類を「保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと」とされているが、経済産業大臣にその写しを提出させるべきではないか。</p>	<p>FIT制度の運用においては、輸入木質バイオマスの持続可能性を確認するため、御指摘の本ガイドラインの記載に基づき、FIT認定申請時に第三者認証の書類の写しの提出を求めているほか、FIT認定後においても、必要に応じて書類の写しの提出を求めており、従前の取扱いを変更するものではありません。また、第三者認証の書類に関する情報公開について、いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
59	<p>輸入木質バイオマスの持続可能性の確認について、第三者認証の書類を「保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できる状態としておくこと」とされているが、再エネ発電事業者に対して情報公開を求めることとはどうか。</p>	<p>FIT制度の運用においては、輸入木質バイオマスの持続可能性を確認するため、御指摘の本ガイドラインの記載に基づき、FIT認定申請時に第三者認証の書類の写しの提出を求めているほか、FIT認定後においても、必要に応じて書類の写しの提出を求めており、従前の取扱いを変更するものではありません。また、第三者認証の書類に関する情報公開について、いただいた御意見は、今後の政策立案の参考とさせていただきます。</p>
60	<p>輸入木質バイオマスの持続可能性の確認について、森林認証制度における認証が必要であるとの記載があるが、「森林認証制度のうち、「FM認証による」認証が必要である旨を明確化してはどうか。</p>	<p>御指摘の記載については、林野庁が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」において、木材・木材製品の持続可能性の証明方法として、「森林認証制度及びCoC認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する」としていることを踏まえた記載です。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(3)ー④ 持続可能性に関する御意見(農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに係る事項)		
61	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性の証明方法として、第三者認証(RSPO2013、RSPO2018 又は RSB)が明記されているが、具体的な制度名よりも、遵守すべき重要な点を言及することが必要ではないか。	事業計画策定ガイドラインは、法令等に基づいて再エネ発電事業者に求める事項について記載したものであるため、FIT認定時等の持続可能性の確認に当たって求める事項として、「農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性(合法性)を確保し、第三者認証(RSPO2013、RSPO2018 又は RSB)が認証された書類の交付を受けること」と記載しているものです。その上で、持続可能性に関して再エネ発電事業者が遵守すべき重要な点も含めて、事業計画策定ガイドラインの改訂に至った具体的な考え方は、バイオマス持続可能ワーキンググループが取りまとめた中間整理を御参照ください。
62	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性確認について、バイオマス生産を主目的としたものが非合法とされなければ、大規模な環境破壊を招くことにならないか。	FIT制度の対象となるバイオマス発電については、これまでの調達価格等算定委員会で検討が行われ、その意見を尊重し、主産物もFIT制度の対象とすることとした上で、厳格に燃料の持続可能性の確認を行うこととしています。その上で、その持続可能性基準については、バイオマス持続可能ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、特に主産物については、「燃料を生産している農園から発電所に至るまでの全てのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく認証燃料が分別管理されていること・・・を確認する」との中間整理が取りまとめました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。
63	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性確認のうち、異なる第三者認証でP&C認証を取得した燃料を混合して管理する場合の取扱いについて、それらが非認証燃料と混合することなく管理されているからといって、分別管理されているものとみなすことは不適切である。	御指摘の論点については、バイオマス持続可能ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「サプライチェーン上の分別管理については、異なる第三者認証制度でP&C認証を取得した燃料であっても、それらが求める持続可能性の条件を満たす認証制度であれば、非認証燃料と混合することなく管理されていることを条件に、分別管理されているものとみなす」との中間整理が取りまとめました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。
64	第三者認証の書類保管について、「第三者認証により持続可能性が認証された書類を保存するとともに、経済産業大臣の求めに応じて、提出できるようにしておくこと」とあるが、20年間の調達期間にわたって書類保管が必要となるのか。保管期限を設定してはどうか。	「第三者認証の書類保管」について、燃料安定調達の観点から持続可能性の確保が重要であることに鑑み、再エネ発電事業の実施期間(再エネ発電事業が廃止されるまでの間)とし、事業計画策定ガイドラインに明示します。
65	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、発電所で利用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、「自社のホームページ等で情報公開すること」とされているが、特定目的会社などホームページを持たない再エネ発電事業者の情報公開方法を具体的に明示すべきである。	御指摘の情報公開について、特定目的会社であってもホームページを開設することは可能であると考えられることから、再エネ発電事業者が特定目的会社であるかどうかなどにより、取扱いに差異を設定することは適切でないと考えています。
66	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号を情報公開することとされているが、認証識別番号とは何を指すのか。仮に認証機関等による個別のID等を指すのであれば、それを公開する趣旨を明確化すべきである。また、農園に関する情報も情報開示すべきである。	情報公開については、バイオマス持続可能ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、使用しているバイオマス燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキームの名称及び発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、「発電事業者は、持続可能性を確保していることの透明性の担保の観点から、・・・ウェブサイト等で情報公開すること」との意見が取りまとめられました。今回の取扱いは、この意見を踏まえたものです。御指摘の認証識別番号は、第三者認証制度に基づき、燃料調達事業者ごと及び取引ごとに発行された識別番号を指すものです。また、それを公開する趣旨は、サプライチェーン上の認証燃料の分別管理を徹底し、かつ透明性を担保することを発電事業者に求めるためです。
67	バイオマス発電事業者が自主的に第三者認証のSC 認証を取得した場合であっても、第三者認証スキームの名称、認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号についての情報公開は必要ではないか。	情報公開については、バイオマス持続可能ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、使用しているバイオマス燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキームの名称及び発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、「発電事業者は、持続可能性を確保していることの透明性の担保の観点から、・・・ウェブサイト等で情報公開すること」との意見が取りまとめられました。今回の取扱いは、この意見を踏まえたものです。御指摘の認証識別番号は、第三者認証制度に基づき、燃料調達事業者ごと及び取引ごとに発行された識別番号を指すものです。また、それを公開する趣旨は、サプライチェーン上の認証燃料の分別管理を徹底し、かつ透明性を担保することを発電事業者に求めるためです。
68	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスは、発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号を情報公開することとされているが、民間企業が多くの時間・労力を割いてリスク検証・開拓してきた燃料ソースを、競合企業も閲覧可能なHPで開示するのは公平な競争を損なうのではないか。	情報公開については、バイオマス持続可能ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、使用しているバイオマス燃料の持続可能性を担保している第三者認証スキームの名称及び発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号について、「発電事業者は、持続可能性を確保していることの透明性の担保の観点から、・・・ウェブサイト等で情報公開すること」との意見が取りまとめられました。今回の取扱いは、この意見を踏まえたものです。御指摘の認証識別番号は、第三者認証制度に基づき、燃料調達事業者ごと及び取引ごとに発行された識別番号を指すものです。また、それを公開する趣旨は、サプライチェーン上の認証燃料の分別管理を徹底し、かつ透明性を担保することを発電事業者に求めるためです。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
69	副産物の持続可能性確認について、既に事業化を進めている案件は、従前の事業計画ガイドラインに従って準備を進めており、第三者認証の取得を前提としていない。現時点で認証燃料がほとんど流通しておらず、認証燃料の価格高騰も予想されることから、事業計画に与える影響が大きい。第三者認証による持続可能性確認の適用を除外するか、猶予期間の延長が必要である。例えば、第三者認証ではなく、持続可能性の確保に関する再エネ発電事業者の自主的取組の内容を自社ホームページ等に情報開示すること等により、持続可能性確認を行うこととすべきである。また、仮に既認定案件も確認の対象とするのであれば、そのコストを抑制するための手当て(激変緩和措置、国主導での持続可能性認証の策定等)を検討すべきではないか。	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち副産物についても、持続可能性の確保が重要であることから、2018年度の調達価格等算定委員会において、「現時点では持続可能性の確認を行っていないPKS及びパームトランクを含めて、今後は、副産物も既認定案件も含めて持続可能性の確認を行うこととした」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重したものです。 さらに、持続可能性の具体的な確認方法について、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「副産物については、現地サプライヤーにおいては燃料の発生時点から把握が可能であることに鑑み、副産物の燃料としての発生地点・・・以降から発電所に至るまでのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく認証燃料が分別管理されていること(アイデンティティ・プリザーブド(IP)及びセグリゲーション(SG)認証)を確認する」との中間整理が取りまとめられました。また、その確認の時期については、「副産物については、2018年度の調達価格等算定委員会において、副産物に対しても持続可能性の確認を行うことが議論されていたことを踏まえ、主産物と同様に、議論開始時点から3年先の年度末(2022年3月末)を猶予期間とする。副産物の既認定案件・猶予措置終了(2022年3月末)までの間に新規認定を行う案件については、主産物と同様に、事業者の自主的取組(農園等の燃料発生地点の情報開示を含む)と2022年4月1日以降は持続可能性を確保することを条件に認定を行い、事後的に確認する。」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。
70	副産物の持続可能性の確認については、RSPO2013、RSPO2018又はRSBの認証を用いた適切な方法が、現時点までに確立していないのではないかと。具体的方法が確立していないのであれば、これらの認証に限定する理由はないのではないかと。例えば、先般Control Unionから発表された改訂RSBを用いる方法などを検討すべきではないかと。	御指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、現時点においても、RSB認証を用いて農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(副産物)の持続可能性の確認を行うことは可能であると承知しています。 また、RSPO2013、RSPO2018又はRSB以外の第三者認証については、今後、専門的・技術的な場であるバイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて検討がなされるものであり、現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えます。
71	PKSの持続可能性の確認について、必要となる第三者認証は、搾油工場のP&C認証、及び現地燃料調達事業者から発電所までのSC認証(IP認証又はSG認証)との理解でよいか。全てを分別管理して発電所まで持ち込むことは現実的ではなく、搾油工場までは分別管理を行っていないことも踏まえ、現地燃料調達事業者から発電所までのSC認証について、MB認証も認めるべきではないかと。	PKS等の副産物の持続可能性の確認について、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「PKS等の副産物は、付加価値が低いということから、様々な農園から算出されるものが搾油工場等に渾然一体として投入されて生産されているのが実態であることを踏まえ、実効性がある対策を考える必要がある。・・・FIT認定基準上は燃料安定調達の観点から持続可能性が確認された燃料を使用することが求められていることに鑑みると、燃料が発生する施設において持続可能性が確認されることが重要となる。副産物の生産を目的とした新規農園の開発が生じにくいことや、農園から加工工場へのサプライチェーンが複雑であり分別に経済合理性がないこと等に鑑みると、副産物については、加工工場からのサプライチェーンを求めることが合理的である。」とした上で、「副産物については、現地サプライヤーにおいては燃料の発生時点から把握が可能であることに鑑み、副産物の燃料としての発生地点・・・以降から発電所に至るまでのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく認証燃料が分別管理されていること(アイデンティティ・プリザーブド(IP)及びセグリゲーション(SG)認証)を確認する」との中間整理が取りまとめられました。この中間整理を踏まえ、PKS等の副産物について必要となる第三者認証は、燃料の発生地点である搾油工場のP&C認証、及び現地燃料調達事業者から発電所に至るまでのSC認証(IP認証又はSG認証)としています。
72	副産物の持続可能性の確認に関する検討について、バイオマス持続可能性ワーキンググループは、PKSの現時点における認証取得農園面積・輸出可能量・FIT認定済設備による使用量などを把握しているのか。PKSの価格が高騰した場合には、国民負担の増加に繋がる可能性があるのではないかと。	副産物の持続可能性基準の検討は、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、インドネシア政府、マレーシア政府、業界団体及び認証機関等からヒアリングを行い、可能な限りの情報収集を実施した上で行っているものです。 また、御指摘の「PKSの価格が高騰した場合」について、仮定の質問にお答えすることは差し控えますが、バイオマス燃料の価格動向については、引き続き注視していく考えです。
73	副産物の持続可能性の確認については、想定外の問題が生じる可能性が懸念される。今後、事業者が実際に認証取得を行った際に、現ガイドラインで対応が困難な問題が生じた場合には、実務面を踏まえた柔軟なガイドライン変更等の配慮ある対応を行うべきである。	いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(3)ー⑤ 持続可能性に関する御意見(猶予措置に係る事項)		
74	主産物・副産物の猶予措置が緩すぎるのではないか。例えば、持続可能性の確認ができない案件については、国民負担によるFIT制度に基づく買取りを認めるべきではない。	
75	主産物に係る猶予措置について、「持続可能性の確認ができるまでは運転開始しないこと」が条件とされているが、「持続可能性に関する認証の取得が確認できるまでは運転開始しないこと」と明確化すべきではないか。現行の記載では、再エネ発電事業者による自主的な持続可能性の確認でもよいということにならないか。	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性に係る確認の時期については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、発電事業者、商社、燃料生産者及び認証機関による持続可能性の確保や、その確認方法の構築に時間を要することを踏まえ、主産物については、「2017年度以降の調達価格等算定委員会で議論がされ、議論開始時点から3年先の年度末(2021年3月末)が猶予期間として設定されていることを踏襲する。」と、副産物については、「2018年度の調達価格等算定委員会において、副産物に対しても持続可能性の確認を行うことが議論されていたことを踏まえ、主産物と同様に、議論開始時点から3年先の年度末(2022年3月末)を猶予期間とする。副産物の既認定案件・猶予措置終了(2022年3月末)までの間に新規認定を行う案件については、主産物と同様に、事業者の自主的取組(農園等の燃料発生地点の情報開示を含む)と2022年4月1日以降は持続可能性を確保することを条件に認定を行い、事後的に確認する。」との中間整理が取りまとめられました。今般の取扱いには、この中間整理を踏まえたものです。
76	副産物の持続可能性の確認に関する猶予措置について、第三者認証スキームにおける監査人の数が少ないなどの事情がある上、副産物に求められる持続可能性の内容が曖昧である中で、2022年3月末までに認証取得を行うことは困難である。パーム油の議論を踏襲して単純に「議論開始時点から3年先の年度末」とするのではなく、より余裕を持った期限を再設定すべきである。又は、第三者認証ごとの認証制度の整備状況や、個別事業者の認証の取得状況等に応じた期限延長などの柔軟な対応を行うべきである。	
77	副産物の持続可能性の確認に関する猶予措置に関して、情報開示は自主的取組の範囲であり猶予の条件ではないこと、及び燃料調達を開始していない案件については自主的取組の対象外であることを明確化いただきたい。自主的取組の範囲について、取引先の実名を公開することは、契約上、または燃料調達戦略上の理由で不可能なケースもあり、その方法や内容については事業者が自主的に判断するものという理解でよいのか。	副産物の持続可能性に係る確認の時期については、バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「副産物の既認定案件・猶予措置終了(2022年3月末)までの間に新規認定を行う案件については、主産物と同様に、事業者の自主的取組(農園等の燃料発生地点の情報開示を含む)と2022年4月1日以降は持続可能性を確保することを条件に認定を行い、事後的に確認する」との中間整理が取りまとめられています。今般の取扱いは、この中間整理を踏まえたものです。また、自主的取組の具体的な内容は、FIT制度が求める持続可能性の趣旨に沿う形で、事業者に自主的に判断していただく考えです。
78	副産物の持続可能性の確認について、「取組の内容及び燃料調達元の農園の情報を自社のホームページ等で情報開示する事を条件として2022年3月31日までその確認を猶予する」との記載があるが、関係審議会では副産物は発生地点以降を確認することとなり、農園は確認対象に含まれないのではないか。搾油工場には複数の農園から原料が持ち込まれるため、末端の農園まで経路を辿ることは事実上不可能である。また、関係審議会での議論では、自社のホームページ等での情報開示等が猶予の条件とはなっていないのではないか。	副産物の持続可能性の確認については、2019年度のバイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、専門的・技術的な検討が行われ、「現地サプライヤーにおいては燃料の発生時点から把握が可能であることに鑑み、副産物の燃料としての発生地点・・・以降から発電所に至るまでのサプライチェーン上において、非認証燃料と混合することなく認証燃料が分別管理されていること(アイデンティティ・プリザーブド(IP)及びセグリゲーション(SG)認証)を確認する」との中間整理が取りまとめられました。この趣旨を踏まえ、猶予措置の条件として求める情報公開の範囲については、「自主的取組の内容及び燃料発生地点の情報」に修正します。他方で、同ワーキンググループにおいて、「副産物の既認定案件・猶予措置終了(2022年3月末)までの間に新規認定を行う案件については、主産物と同様に、事業者の自主的取組(農園等の燃料発生地点の情報開示を含む)と2022年4月1日以降は持続可能性を確保することを条件に認定を行い、事後的に確認する」との中間整理が取りまとめられており、「関係審議会での議論では、自社のホームページ等での情報開示等が猶予の条件とはなっていない」との御指摘は当たりません。
79	副産物の持続可能性の確認に関する猶予措置について、情報開示の時期は「毎年4月1日を目途に公開情報を公開すること」とされているが、本ガイドライン改正が施行した翌年の2021年4月1日を目途とすることでのよいのか。	農産物の収穫に伴って生じるバイオマスに求める情報公開は、運転開始日から1ヶ月が経過した日に、「(i)使用しているバイオマス燃料の持続可能性(合法性)を担保している第三者認証スキームの名称、(ii)発電所で使用した認証燃料の量及びその認証燃料固有の識別番号」について、自社のホームページ等で初回の情報公開を行い、その後は原則毎年4月1日を目途に公開情報を更新する必要があります。一方で、副産物の持続可能性の確認に関する猶予措置の条件として求める情報公開は、本ガイドラインの施行日に、「持続可能性(合法性)の確保に関する事業者の自主的取組の内容及び燃料発生地点の情報」について、自社のホームページ等で情報公開を行い、随時情報を更新する必要があります。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
(4) 新規燃料に関する御意見		
80	バイオマス発電の新規燃料については、食料競合や温室効果ガスの観点で検討されることとなっているが、どのような基準を設定し、どのように判断するのか。曖昧な記載は事業計画策定ガイドラインへの規定方法として不適切であり、具体的プロセス・手続方法・定量的な基準を早急に策定すべきである。また、食料競合について、「おそれがないこと」の証明は難しく、重箱の隅を突く指摘により食料競合の議論が全く進展しない可能性を懸念している。食料競合のおそれが高い燃料に限って、FIT制度の対象外とすべきではないか。また、検討の結果として、既認定案件に影響が及ぶような事後的な要求がないようにすべきである。	
81	FIT制度の対象となる燃料が限定されているため、燃料需要の増加により、顕著な価格の高騰が見られる。コスト低減を促すためにも、FIT認定に係るバイオマス比率を自由に変動できるようにさせるとともに、早期に新規燃料をFIT制度の対象とすることが必要ではないか。	バイオマス発電の新規燃料については、2019年度の調達価格等算定委員会において、食料競合やライフサイクルGHG排出量の観点を検討し、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としないこととした。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とすることとした。なお、既に取り扱っている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行うこととした。」とする意見が取りまとめられました。本ガイドラインの記載は、この意見を尊重したものです。また、今後、この意見を尊重して、検討を進める考えですが、検討のスケジュールについて、現時点で予断を持ってお答えすることは差し控えます。
82	バイオマス発電の新規燃料について、可食部が存在しないものは、食料競合のおそれがないことが自明である。またライフサイクルGHG排出量は第三者認証で確認可能である上、結局同じ燃料種でも個別案件ごとに異なるものである。したがって、可食部が存在しない新規燃料は、直ちにFIT認定対象とすべきではないか。	
83	バイオマス発電の新規燃料について、食料競合やライフサイクル温室効果ガス排出量の基準を満たしたものは、年度途中であっても、随時FIT認定対象に加える運用とすべきである。	
84	バイオマスの新規燃料については、既に2年間にわたって調達価格等算定委員会での審議を重ねてきており、事業計画策定ガイドラインに候補となる燃料名を記載すべきではないか。今後も、新規燃料一つ一つを複数年掛けて、専門的・技術的に検討して判断を行う考えか。	
85	現時点でFIT制度の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマス(副産物)がPKSとパームトランクに限定されている理由が不明である。パームトランクが認められるのであれば、同様にEFBも対象にすべきではないか。	現時点でFIT制度の新規認定の対象となる農産物の収穫に伴って生じるバイオマスが、パーム油・PKS・パームトランクに限定されているのは、これらの燃料については、調達価格等算定委員会において明示的に議論した上で、FIT制度の対象とする旨の意見が取りまとめられ、その意見を尊重して取扱いを決定しているためです。
86	バイオマス発電の新規燃料について、食料競合やライフサイクルGHG排出量の観点で検討されることとなっているが、既に取り扱っている燃料も検討を行うべきである。ライフサイクルGHG排出量については、例えば燃料時の生物由来の排出量も計上するなどした上で、海外の事例も踏まえた厳格な基準(化石燃料比50%減など)を設定すべきである。その上で、再エネ発電事業者に対して、温室効果ガスの削減効果の評価・情報公開を義務付けるべきである。	バイオマス発電の新規燃料については、2019年度の調達価格等算定委員会において、食料競合やライフサイクルGHG排出量の観点を検討し、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としないこととした。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とすることとした。なお、既に取り扱っている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行うこととした。」とする意見が取りまとめられました。今後、この意見を尊重して、検討を進める考えです。
87	バイオマスの新規燃料について、「ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FITの対象とする」とされている。ライフサイクルGHG排出量の評価実施には賛成だが、評価範囲等により結果が変わるものであるため、評価方法に整合性がなければ合理性がない。また、持続可能性を満たすラインをライフサイクルGHG排出量だけで決定することも極めて危険である。環境社会面で負の影響をもたらさないこと等について、バイオマス持続可能性ワーキンググループで審議する必要があるのではないか。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
Ⅲ 廃棄等費用の積立てに関する御意見		
88	太陽光発電設備の廃棄について、現時点ではリサイクル技術が確立されていない中で、処分場の確保も困難となることが予想される。このため、いくら廃棄費用を積み立てても将来への備えにはならない。発電事業終了後に撤去・廃棄することを想定するのではなく、発電設備を可能な限り継続利用することを模索し、廃棄物の発生自体を抑えるべきではないか。	太陽光発電事業は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすいため、発電事業の終了後、有害物質の含まれるパネルなどが放置・不法投棄されるのではないかと懸念があります。こうした懸念に対処するためには、廃棄等費用の確実な積立てを担保することが重要です。他方、最終処分場のひっ迫を解消し、資源の有効利用を図るためには、太陽光パネルのリユース・リサイクルの促進が重要です。こうした観点から、太陽光パネルのリユース・リサイクルの推進による廃棄物の最小限化に向けた取組みも、関係省庁等と連携しながら進めています。
89	太陽光発電設備の廃棄等費用積立てに関する新たな制度が適用される予定となっている対象は、「再エネ特措法に基づく認定を受けた10kW以上の全ての太陽光発電事業」となっているが、住宅用の屋根置き設備は10kW以上も対象外とするべきである。現行の事業計画策定ガイドラインにおいて、10kW未満は、「余剰売電を行う住宅用太陽光発電設備が大半を占めており、調達期間終了後も自家消費等で継続して利用され、太陽光発電設備は建物の解体と同時に撤去及び処分されることが多いと想定されるため、再エネ特措法の調達価格の算定に当たって、廃棄等費用は考慮されていない」とされているが、これは10kW以上の住宅用の屋根置き設備も同様である。	太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理は、発電事業者の責任の下、廃棄物処理法等に基づき行われる必要があります。また、FIT制度では、適正処理を促すためにも、制度創設以来、10kW以上のすべての案件について、廃棄等に必要となる費用を想定した上で、その廃棄等費用を織り込んで調達価格を決定してきています。その上で、事業者にとって公正かつ公平な制度とするという観点や、確実な資金確保を促すという本制度の目的を踏まえ、2012年のFIT制度開始以降に認定を受けた10kW以上の全ての太陽光発電案件を対象とする方針が、取りまとめられました。 (参考)太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ 中間整理 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyog/201901210_report.html
90	太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てについて、「発電事業が終了した時点で必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用を対象とするものであり、災害等により、発電事業途中での修繕や撤去及び処分が発生する場合には、各太陽光発電事業者による保険加入等により手当てされることとなる。」とされているが、被災に伴い発電事業を縮小・廃止する場合でも積立金を使うことはできないのか。	現在、太陽光発電設備の廃棄等費用については、積立てを遵守事項とし、事業計画策定時に廃棄等費用の算定額とその積立計画を記載することを求め、運転開始後に積立ての進捗状況を報告することが義務化されていますが、その積立金の使い方については、具体的な規定はないため、発電事業の終了時に必要な費用が確保されることを前提に、事業者の判断に委ねられています。他方、2022年7月までに適用開始予定の「原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差し引き、外部機関に積み立てることを義務付ける新たな制度」では、FIT調達期間中は、原則、積立金の取戻しが認められません。ただし、FIT調達期間中であっても、発電事業を終了または縮小する場合には、廃棄される太陽光パネルが一定値を超える場合には、その割合に応じて積立金の取戻しが認められる方向であり、その具体的な値については、今後、実施に向けた更なる詳細設計にて検討予定です。 (参考)太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ 中間整理 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyog/201901210_report.html
91	太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てについては、現時点では、検討中の段階であり、決定していない事項が多過ぎる。今回の事業計画策定ガイドラインで記載する必要があるのか。	現在、太陽光発電設備の廃棄等費用については、積立てを遵守事項とし、事業計画策定時に廃棄等費用の算定額とその積立計画を記載することを求め、運転開始後に積立ての進捗状況を報告することが義務化されています。2022年7月までに適用開始予定の「原則として売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差し引き、外部機関に積み立てることを義務付ける新たな制度」については、実施に向けて更なる詳細設計が必要な事項もありますが、関係者が同制度の趣旨を正しく認識して着実に実施していくため、今回の事業計画策定ガイドライン改正にあわせて、審議会の中間整理を前広に周知しております。
92	撤去・処分の実行に必要な費用の積極的な積立てへの取組を事業者に促すためには、年度ごとの積立額と同等の額について、会計上の費用算入のみならず、税務上の損金算入としても明確に認める必要があるのではないかと。	積立金は、事業者が将来取り戻すことができる資産として、預金と同様に取り扱われるため、毎年度、積立額を含む収入の全額が課税対象となるのが原則です。また、FIT制度により国民負担による価格支援を受けている事業者に対し、税制上の優遇措置を講じることで、二重の国民負担が発生することにも留意が必要です。FIT制度の一環として実施する廃棄等費用の積立て制度の着実な実施により、太陽光発電設備の適切な廃棄処理を促していくことが重要であると考えております。
93	火災保険や地震保険等への加入が努力義務規定として追加されているが、現状では、地震保険は非常に高額であり、現実的ではない。地震保険への加入を努力義務とすべきではない。	火災保険や地震保険等への加入については、再エネ主力電源化制度改革小委員会において検討がなされ、「太陽光発電事業者に災害時の備えを促すため、新規認定案件・既認定案件ともに、火災保険・地震保険等への加入を努力義務とすることとし、保険料の水準を含めた努力義務化の影響を見極めながら、今後、遵守義務化も検討すべきである」との中間取りまとめがなされました。今般の取扱いは、この中間取りまとめを踏まえたものです。なお、保険加入の努力義務化により、今後多くの太陽光発電事業者の加入が進めば、リスクに見合った保険料の設定や保険商品の多様化が進み、適正な事業においては、保険料が低減する可能性もあるものと認識しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
IV その他		
94	エネルギー政策は、3E+Sが大前提であることは理解しているが、再生可能エネルギーの主力電源化という本来の目的に立ち返り、事業実現性という視点も踏まえてFIT制度を見直すべきではないか。	第5次エネルギー基本計画において、エネルギー政策の要諦は3E+Sであり、その下で再生可能エネルギーの主力電源化を実現していく方向性をお示しているところです。その上で、お尋ねの「事業実現性」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、FIT制度の制度設計に当たっては、再エネ発電事業者が事業を実施しやすい環境を整備するという視点も重要であると考えています。
95	太陽光発電設備の設置による雑木林の伐採など、再生可能エネルギー発電設備の設置による環境破壊はやめてほしい。また、他国の環境破壊に繋がる再エネ発電設備の設置はやめるべきである。優良な再エネ発電設備には、より高い調達価格を設定すべきである。	再生可能エネルギーを主力電源とするためには、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な電源としていくことが重要です。このため、法律や自治体が定めた条例に違反した場合には、FIT法が定める関係法令遵守の規定に基づき、必要に応じて認定を取り消すこととしています。また、御指摘の「他国の環境破壊」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、例えばパーム油を燃料とするバイオマス発電については、厳格に燃料の持続可能性の確認を行うこととしています。こうした対策を通じて、再エネ発電事業者が御地元の関係を構築しながら、燃料の持続可能性を確保しつつ、適正に再エネ発電事業を行っていくよう、引き続き取り組んでいきます。なお、調達価格については、既に別途2月7日から3月7日までの間に意見公募手続を実施した上で、価格告示において決定したものであり、本ガイドラインにおいてそれと異なる記載をすることはできません。
96	原子力発電やパーム油を利用した発電ではなく、本来の自然由来のエネルギーに転換すべきである。例えば、日本は世界有数の火山国であるが、そうした我が国の豊かなエネルギー資源を活かした発電（小水力発電・地熱発電・洋上風力発電）等を推進すべきである。	御指摘の小水力発電・地熱発電・洋上風力発電を含め、再生可能エネルギーについては、国民負担を可能な限り抑制しつつ、最大限導入し、主力電源化していくことが基本方針です。再生可能エネルギーの主力電源化に向け、コスト低減を加速化しつつ、長期安定的な事業運営を確保するとともに、併せて系統制約の克服を進めるなど、あらゆる政策を総動員していきます。
97	環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象案件の運用開始期限について、運用開始期限を認定日から5年に延長するかどうかは、単純に新規認定年度が基準となっている。これは新規認定後の価格変更を伴う変更認定により、新規認定年度とは別の年度の調達価格が適用されている案件には不利であり、適用される調達価格を基準とすべきである。	環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象となる太陽光発電設備の運転開始期限は、運転開始済み太陽光発電設備の多くが認定から2年以内に運転を開始していること、条例に基づく太陽光発電の環境アセスメントの実績は方法書手続から環境アセスメントの終了までに要する期間が最長2年3ヶ月であること、法アセスの場合は国の審査期間として更に2ヶ月程度を要することを考慮して、「認定日から5年」を標準形とすることとしました。あわせて、2017年4月1日から2020年3月31日までの間に、FIT法第9条第3項の認定を受けたもののうち、環境影響評価法の対象となる太陽光発電設備の運転開始期限については、認定を受けた日から起算して5年を経過する日とする経過措置を設けることについて、2019年6月に意見公募手続を行い、2019年8月2日に公布された関係法令で既に規定されています。
98	太陽光発電の運転開始期限について、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象案件となるかは、環境アセスメントの工事届が提出されているかどうかで判断されるとの理解でよいか。	環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象としては、40MW以上の太陽光発電事業を第一種事業、30MW以上の太陽光発電事業を地域特性によるスクリーニングを踏まえて第二種事業とすることと承知しておりますが、詳細については環境影響評価法の所管部署に御確認ください。
99	環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象案件の運用開始期限に関する表が分かりづらい。	御指摘を踏まえ、修正を検討します。
100	JIS規格については、2019年7月20日に「日本工業規格」から「日本産業規格」へと名称が改められたが、この点に関連して改正すべき箇所はないのか。また、太陽電池モジュールに関するJIS規格についても改正が行われているが、この点に関連して改正すべき箇所はないのか。	御指摘を踏まえ、改正すべき箇所の有無を確認し、必要に応じて従前の規定内容を維持するための所要の改正等を行います。